

# 令和6年度 東京都在住外国人支援事業助成を募集します！

この助成金は、民間団体が行う、東京都内の在住外国人を支援する事業に対して助成するものです。

東京で暮らす外国人が安心・安全に暮らせる環境を確保するとともに、経済活動や地域活動への積極的な参加を促すことで、日本人と共に東京の一員として活躍できる都市・東京の実現に寄与することを目的に事業を募集します。

## 助成対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで



## 助成対象事業

1 団体につき申請は 1 事業

### 1 コミュニケーション支援事業

(事業例)

- ✓ 日本語教室
- ✓ 通訳ボランティアの育成や派遣
- ✓ 多言語による翻訳事業 など

### 2 生活支援事業

(事業例)

- ✓ 相談事業
- ✓ 同行支援・生活伴走支援
- ✓ 居場所づくり事業 など

### 3 多文化共生の意識啓発事業

(事業例)

- ✓ フォーラム・シンポジウム・講習会
- ✓ 子どもたちの異文化理解への啓発事業
- ✓ 啓発動画制作とSNSによる発信 など

### 4 在住外国人の活躍促進事業

(事業例)

- ✓ 外国にルーツを持つ子どもの学習支援事業
- ✓ 在住外国人の地域活動・ボランティア等参加促進事業
- ✓ 留学生等の就業・起業のサポート事業 など

## 助成金額

助成対象経費の1/2以内（上限500万円）



## 助成事業の要件

次の全ての要件を満たす事業を対象とします。

- 東京都内に居住又は通勤・通学する外国人を主な対象とすること
- 申請者が自ら企画・運営する事業であること
- 原則として、東京都内で実施する事業であること
- 事業が広く在住外国人等に公開されていること
- 申請時点での助成対象事業費が総額50万円以上であること など(全10項目)



## 助成事業者の要件

※ 複数の団体が共同で事業を実施することも可能です。

次の全ての要件を満たし、確実に事業を遂行することができる団体を対象とします。

- 公益法人、特定非営利活動法人又はその他の非営利団体であること
- 東京都内に事務所又は活動拠点を有する団体であること
- 申請日時点で、団体の活動期間が2年以上経過していること など(全8項目)



## 審査の際に重視する視点

社会情勢の変化や都内在住外国人の国籍等が多様化する中、これまで以上に在住外国人のニーズに合った支援が求められています。審査は以下の視点を重視し、総合的に判断します。

- 民間の機動力・柔軟性を活かした、既存の制度では対応しにくい事業
- 他の団体への波及効果が期待できる事業

**申請期間：令和6年4月1日（月曜日）～5月16日（木曜日）必着**  
持参の場合は9時30分から17時まで（土日祝日除く。）

▶ 申請にあたっての要件等の詳細は4月1日以降、生活文化スポーツ局のHPをご覧ください。電子申請も可能です。



[http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/chiiki\\_tabunka/tabunka/tabunkasuishin/0000000158.html](http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/chiiki_tabunka/tabunka/tabunkasuishin/0000000158.html)

▶ 申請書類の書き方など個別相談を希望する場合は、事前に希望日時を電話又はメールでご連絡ください。

### 問合せ・申請先・個別相談先

東京都生活文化スポーツ局都民生活部地域活動推進課

「東京都在住外国人支援事業助成」担当

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 19階南側

TEL：03-5320-7738

Eメール：[tabunka-josei@section.metro.tokyo.jp](mailto:tabunka-josei@section.metro.tokyo.jp)

◆ 過去の事業報告は生活文化スポーツ局のHPからご覧いただけます。

[https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki\\_tabunka/tabunka/tabunkasuishin/0000002332.html](https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki_tabunka/tabunka/tabunkasuishin/0000002332.html)

